

○ 5 代議員選出規程

2016年（平成28年）12月9日

理事会決定

（目的）

第1条 この規程は、北海道大学校友会エルム（以下「エルム会」という。）の会則第13条第2項の規定に基づき、代議員及びその選出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第1章 代議員

（代議員の定義と任務）

第2条 代議員とは、エルム会の正会員の中から選出された者で、正会員の代表として次の職務を行う者をいう。

- (1) エルム会の総会に出席し、議決権の行使及び役員を選任を行うこと
- (2) エルム会の適正な運営を図るため、総会において意見を述べること

（代議員の定数）

第3条 代議員の定数は、正会員の中から40名以上、80名以内とする。

（任期）

第4条 代議員の任期は4年とし、2期（8年）までの再任を妨げない。

（代理人または書面による議決権の行使）

第5条 代議員は、総会への出席を任務とするが、やむを得ない理由により出席できないときは、会則第21条に則り代理人による議決権の行使、又は会則第22条に則り書面による議決権行使ができる。なお、書面による議決権行使は、審議事項毎に行うものとする。

（資格の喪失と退任）

第6条 代議員が会員資格を喪失した場合は、代議員の資格を喪失する。また代議員は別に定める「退任届け」を理事会に速やかに提出しなければならない。

第2章 代議員の選出

（定数の割り当て）

第7条 代議員の定数の割り当ては、以下のとおりとする。

- (1) 基礎同窓会からの被推薦者 各1名計52名

- (2) 在学生からの被推薦者 各学部・研究科同窓会 1名 計 18名
各学部・研究科同窓会については別表の通り
※(例 工学部・工学研究科から学部生、大学院生問わず 1名)

(3) その他立候補者 10名以内

- 2 このうち第 1 号及び第 2 号の(被推薦者)は、それぞれの同窓会等の組織の定める方法により選出するものとする。
- 3 1 項 3 号のその他立候補者はすべての正会員が資格を有する。

(被推薦者及び立候補者の届け出)

第 8 条 前条の被推薦者及び立候補者は、選挙の告示日から予め選挙管理委員会が定めた日の午後 5 時まで、代議員被推薦者及び立候補者届出用紙(以下「届出用紙」という)を選挙管理委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の届出用紙は、別に定める様式によるものとする。

(選挙権者と被選挙権者)

第 9 条 選挙権と被選挙権を有する者は、選挙告示日に正会員の資格を有する者とする。

(選挙管理委員会の設置)

第 10 条 代議員の選挙を管理するため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員は、理事会の決議により正会員の中から 5 名以上を選出し会長が委嘱する。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

(選挙管理委員会の権限等)

第 11 条 選挙管理委員会は次の事項を行う。

- (1) 選挙日程(告示日、受付期間、投票期間、開票期間)の決定
- (2) 選挙の告示
- (3) 被推薦者及び立候補者の確定(資格審査等)
- (4) 開票作業の立会い
- (5) 開票結果の確認及び会長への報告
- (6) 当選者の確定と告示

(選挙の告示及び候補者の受付期間)

第 12 条 告示日は、選挙が行われる年の 3 月 1 日以前とし、選挙管理委員会が定める。

- 2 告示は、校友会のホームページへ掲載して行う。
- 3 被推薦者及び立候補者の受付期間は 15 日以上とし、選挙管理委員会が定める。

(投票)

第13条 投票は選挙権者1名につき1票とする。

- 2 投票用紙は別に定める様式によるものとする。
- 3 投票期間は15日以上とし、選挙管理委員会が定める。

(開票及び当選の決定並びに告示)

第14条 開票は、選挙管理委員会の立会いのもとで投票日を含め7日以内に行う。

- 2 当選の決定は、立候補者にあつては得票数の上位者から、順次定員までの候補者を当選者とする。
- 3 選挙管理委員会は、結果を速やかに校友会のホームページに掲載して告示する。

(無投票の選任及び欠員の補充)

第15条 被推薦者及び立候補者の総数が定数を超えない時は、投票を行うことなく、理事会の承認をもって当選者とすることができる。

- 2 第7条(1)および(2)の推薦による代議員に欠員が生じた場合、新たな被推薦者を当選者とし、任期は前任者の残存期間とする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第17条 この規程の定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、本規定が決定された2016年12月9日から施行する。
- 2 校友会設立当初の代議員は、この規程にかかわらず、北海道大学連合同窓会の評議員及び幹事をもって構成し、任期は1年とする。
- 3 在学生の組織体制は、未結成であることから、組織化が進んだ段階で代議員の選出を行うものとし、それまでの期間、代議員は空席とする。その任期は、1年短縮し3年とする。
- 4 第7条3号にかかわらず、当面の間は基礎同窓会からの被推薦者を代議員とする。

別表						
	学部・研究科同窓会					
1	北海道大学文学部同窓会					
2	北海道大学教育学部同窓会					
3	北海道大学法学部同窓会					
4	北海道大学経済学部同窓会					
5	北海道大学理学部同窓会					
6	北海道大学医学部同窓会					
7	北海道大学歯学部同窓会					
8	北海道大学薬学部同窓会					
9	北海道大学工学部同窓会					
10	一般社団法人 札幌農学同窓会					
11	北海道大学獣医学部同窓会					
12	北海道大学水産学部同窓会					
13	国際広報メディア・観光学院同窓会					
14	北海道大学医学部保健学科・医療技術短期大学部同窓会					
15	北海道大学白揺会					
16	北海道大学公共政策大学院同窓会					
17	北海道大学環境科学同窓会					
18	北海道大学北楡会					